

【令和6年度以降】 町民税・県民税・森林環境税 均等割・所得割限度額

均等割・・・道府県民税年額1,000円(標準税率)、市(区)町村民税年額3,000円(標準税率)、
森林環境税年額1,000円の合計5,000円
所得割・・・課税所得金額(所得金額から所得控除額を差し引いた額)に対して10%を乗じた額

町民税・県民税・森林環境税の均等割及び所得割が発生する所得金額は、扶養人数によって以下のとおり異なります。

| 扶養人数 | 均等割(5,000円)ライン 所得(収入)金額 | 所得割(10%)ライン 所得(収入)金額 |
|------------|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 0人 | 38万円(93万円) | 45万円(100万円) |
| 1人 | 82万8千円(137万8千円) | 112万円(170万円) |
| 2人 | 110万8千円(168万円) | 147万円(約221万円) |
| 3人 | 138万8千円(約209万円) | 182万円(約271万円) |
| 4人 | 166万8千円(約249万円) | 217万円(約321万円) |
| 5人 | 194万8千円(約289万円) | 252万円(約370万円) |
| 6人 | 222万8千円(約329万円) | 287万円(約413万円) |
| α 人 | $(\alpha+1) \times 28$ 万円+10万円+16万8千円 | $(\alpha+1) \times 35$ 万円+10万円+32万円 |

※()内は収入金額。

※扶養人数には、控除対象配偶者を含みます。ただし、配偶者特別控除や控除対象外の配偶者は含まれません。

※なお、以下に該当する場合は非課税となります。

- (1)生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2)障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下(給与所得者の年収に直すと204万4千円未満)であった人

(参考)給与所得者の所得金額簡易計算表(所得金額＝収入金額－給与所得控除額)

| 収入金額 | 給与所得控除額 |
|-----------------|----------------|
| 55万円まで | 全額 |
| 55万円超162万5千円以下 | 55万円 |
| 162万5千円超180万円以下 | 収入金額×40%－10万円 |
| 180万円超360万円以下 | 収入金額×30%＋8万円 |
| 360万円超660万円以下 | 収入金額×20%＋44万円 |
| 660万円超850万円以下 | 収入金額×10%＋110万円 |
| 850万円以上 | 195万円 |

※給与等の収入額が660万円未満の場合は、給与所得は上記の表によらず所得税法別表第5により求めます。

※給与所得以外(営業所得や不動産所得等)の所得金額は、収入から経費を引いた額となります。